## 業務委託契約書

株式会社 STANDARD (以下「委託者」という。) と\_\_\_\_\_\_\_(以下「受託者」という。) は、委託者が受託者に業務を委託することに関し、以下のとおり合意したので、2017 年 8 月 9 日付で本業務委託 契約書(以下「本契約」という。) を締結する。

#### 第1条 目的

本契約は、委託者が受託者に対し業務を委託することに関する当事者間の権利義務関係を定めることを目的とする。

#### 第2条 業務の委託

1.委託者は受託者に下記記載の委託業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。

季託業務:

2.受託者は、委託業務に関して委託者から書面又は電子メールで示される作業指針や指示(以下「作業指針」という。)に基づいて委託業務を履行するものとする。

#### 第3条 再委託

1.受託者は、委託者の事前の書面による承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に対し再委託してはならないものとする。

2.受託者が委託者の事前の承諾を得て第三者に委託業務を委託する場合、受託者は、本契約に定める自己と同等の義務及び条件を当該第三者にも課し、当該第三者の履行につき、全責任を負うものとする。

#### 第4条 対価の支払

1.委託者は、受託者に対し委託業務の対価として、下記記載の業務委託料を、下記記載の支払期日までに下記記載の支払方法に従い支払うものとする。銀行振込手数料その他支払に要する費用は委託者の負担とする。

業務委託料: \_\_\_\_\_\_F

支払期日: 2017年10月31日

支払方法: 受託者が指定する銀行口座に振り込んで支払う。

2.前項に定める対価には消費税(地方消費税を含む。以下同じ。) 相当額が含まれるものとする。

3.委託業務の遂行のために必要となる出張旅費、宿泊費その他の諸経費は、第1項の業務委託料に含まれるものとし、受託者は別途それらの諸費用を委託者に請求することはできない。

#### 第5条 技術情報の開示等

1.委託者は、委託業務の履行に必要と委託者が認める範囲内で、委託者の有する営業、開発、技術等に関する情報又は資料等(以下「技術情報等」と総称する。)を受託者に開示又は貸与する。

2. 本契約及び委託業務の履行のために、技術情報等を他の紙面その他の媒体に複製した場合、当該複製物の所有権は委託者に帰属するものとする。

3.受託者は、委託者の事前の書面による承諾なしに、技術情報等を複製してはならないものとする。

4.受託者は、前三項の技術情報等を委託業務の履行のためにのみ使用し、委託期間の満了後又は委託者から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、委託者の指示に従い、技術情報等並びに技術情報等を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は処分する。

## 第6条 機材等の貸与

1.委託者は、受託者の要請により、受託者が委託業務を履行するために必要と委託者が判断する機材等(以下「貸 与品」という。)を受託者に貸与するものとする。貸与品は、委託者が特に有償と認める場合を除きこれを無償 とする。

2.貸与品は現状有姿のまま、委託者より受託者に貸与されるものとし、受託者は、委託者が貸与品に関する不具合、瑕疵その他の問題につき一切保証しないことに同意する。

3.受託者は、貸与品をリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等により解析してはならない。

4.受託者は、貸与品を委託業務の履行の目的以外に使用せず、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、

転用したり、第三者に譲渡、売却、貸与等の一切の処分をしたりしてはならない。

5.受託者は、委託期間満了後速やかに貸与品を委託者に返却するものとする。

6.受託者は、委託期間満了に満たない場合において、委託者が必要でないと判断した場合には、委託者の求めに 応じて、委託者に遅滞なく貸与品を返却しなければならないものとする。

### 第7条 施設・設備の貸与

1.委託者は、受託者の要請があり、かつ、委託者が必要と判断した場合、受託者に委託者の事務所内に委託業務を履行するための場所及び設備を貸与するものとする。

2.受託者は、前項の施設・設備の貸与を受けるにおいて、委託者の定める規則等を遵守するものとする。

#### 第8条 委託業務の中断・中止

1.委託者は、やむを得ない事由のあるときは、受託者に対し委託業務を一時中断又は中止させることができる。 2.委託者は、前項による一時中断の結果必要と認めるときは、本契約の変更その他必要な措置をとることができる。

3.委託者が委託業務の中止を決定し、その旨を受託者に書面により通知した場合、本契約は解約され、受託者は 直ちに委託業務を中止するものとする。

#### 第9条 知的財産権の帰属等

1.受託者は、委託業務の履行の過程で行った発明、著作、考案、意匠の創作等(以下「発明等」と総称する。) について、産業財産権を受ける権利及び著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)等の一切の知的 財産権(以下「知的財産権」と総称する。)が発明等と同時に委託者に帰属又は移転することに同意する。発明 等に対する報酬は、業務委託料に含まれるものとする。

2.前項の規定に拘わらず、受託者が委託業務の履行開始前に既に有していた知的財産権は受託者に留保されるものとする

3.前項の規定により受託者に留保される知的財産権については、受託者は、委託者(委託者の許諾を受けた第三者を含む。以下本項、次項及び次々項において同じ。)に対し、委託者が必要と認める期間、使用を許諾したものと看做す。使用の対価については業務委託料に含まれるものとする。

4.受託者は、委託者に対し、第 1 項により委託者に帰属することとなった知的財産権及び二次的著作物等に対する著作者人格権を主張又は行使しないことを約する。

5.受託者は、委託者が知的財産権に関する権利登録等を行う際には、委託者に協力するものとする。

#### 第10条 権利処理

1.知的財産権の全部又は一部が、受託者の勤務規則、契約、法令等の定めにより原始的に受託者の従業員に帰属するとされる場合には、受託者は、当該従業員から知的財産権の譲渡を受け、これを委託者に再譲渡するものとする。再譲渡に対する報酬は、業務委託料に含まれるものとする。

2.受託者は、委託業務の履行開始前に、受託者の従業員から、前項の譲渡を約する旨、並びに前項の譲渡の対象となる知的財産権に関する著作者人格権を主張又は行使しない旨の書面による同意を得るものとし、委託者の要求があり次第連やかにこれを委託者に提出するものとする。

3.本条の規定は、第9条第2項により受託者に留保された知的財産権については適用しない。

## 第11条 権利不侵害

受託者は、委託業務の遂行過程に使用されている著作物、技術等が第三者の知的財産権その他の財産権を侵害しないことを保証する。

# 第12条 有効期間

本契約の有効期間は、2017年8月9日から2017年9月30日までとする。

## 第13条 解 除

1.本契約の当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約を解除することができる。

(1)本契約に違反し、その是正を求める通知を受領後 2 週間以内に当該違反の是正及び当該違反に基づく損害の賠償をしない場合

(2)支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき

(3)振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき

(4)仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき

(5)公租公課の滞納処分を受けたとき

(6)解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、又は事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき

(7)監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(8)資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(9)天災等の不可抗力により委託業務の遂行が不可能となったとき

(10)取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき

### 第14条 委託業務の終了に伴う占有物の返還

委託業務が完了した場合又は本契約が解除その他の理由により終了した場合、受託者は、作業指針、本技術情報等、貸与品のうち受託者が占有しているものを直ちに委託者に返還しなくてはならない。

#### 第15条 損害賠償

受託者又は受託者の従業員が、本契約に関連して委託者又は第三者に損害を及ぼした場合には、受託者はその損害(直接損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他の間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害を含む全ての損害を意味する。)を賠償する責任を負うものとする。

#### 第16条 不可抗力

いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況 (火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの 侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局に よる介入を含むがこれらに限定されない。) により本契約上の義務 (支払期限にある金銭債務は除く。) の履行 が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとする。

### 第17条 秘密保持

1.本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、a.相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、b.相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、c.提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、d.秘密情報によることなく単独で開発したもの、e.相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。

2.本契約の当事者は、秘密情報を本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者 に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。

3.前項の規定に拘わらず、本契約の当事者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

4.本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱うものとする。

5.本契約の当事者は、本契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に 従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃 棄する。

### 第18条 通 知

1.本契約に基づく又はこれに関連する全ての通知は、手交、書留郵便、ファクシミリ又は電子メールにより以下の相手方の宛先に対して行うものとする。なお、いずれの当事者も本項に基づき相手方に通知することにより、以下の通知先を変更することができる。

<委託者に対する通知>

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-4-4 武蔵ビル 5F

77ックス番号: 078-767-6737 info@standard2017.co.jp 株式会社 STANDARD

石井大智宛

<受託者に対する通知>

₸	
住所:	
ファックス番号:	
連絡先:	
	その
発送の目から 2 週間を経過した目に、当該通知が到達したものとみなす。	_

# 第19条 契約内容の変更

本契約の内容は、本契約の当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

## 第20条 譲渡禁止

受託者は、委託者の書面による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとする。

#### 第21条 完全合意

本契約は、本契約に含まれる事項に関する本契約の当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面によるとを問わず、当事者間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先する。

#### 第22条 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本契約の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

## 第23条 存続規定

第3条第2項、第4条 (但し、未払いがある場合に限る。)、第5条第4項、第6条第2項から第5項まで、第9条から第11条まで、第14条から第17条まで並びに第20条から第24条までの規定は、本契約終了後も有効に存続する。

### 第24条 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第25条 協 議

本契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2017年8月9日

委託者 : 東京都新宿区西新宿 7-4-4 武蔵ビル 5F

株式会社 STANDARD

代表取締役 石井大智



受託者	:	 	
		 	印
保護	者氏名		印